

○桜井委員長 新たに当委員会へ送付された陳情、送付7ー25、千代田区内にキャッチボール広場の設置を求める陳情書です。陳情書の朗読は省略をいたします。

陳情受付時の署名者は37名でございましたけども、先ほど追加で12名分の署名簿が提出されましたので、提出者と合わせて50名となりました。陳情審査に当たり、文教福祉委員長にご了解を頂き、子育て推進課長、子ども施設課長にご出席を頂いております。よろしくお願いをしたいと思います。

本陳情について、執行機関から、まずは情報提供などございましたら、お願いをしたいと思います。

○村田道路公園課長 まずは、お手元の資料、ファイル名、環ま資料01、環境まちづくり部資料1の神田橋公園と和泉公園整備の概要をご覧ください。よろしいでしょうか。

神田橋公園は、これまで公園内に設置されていた自立支援センターの解体に伴い、再整備をしております。整備に当たり、まずは、お子様を含めた地域の方々にとどのような遊び方をしたいか、意見を伺ったところでございます。これを踏まえ、キャッチボールもできるボール遊び広場の整備が重要と考えており、現在、防球ネット等の検討を進めたいと考えております。今後改めて地域の方々から意見を聞きながら、検討内容をまとめ、補正予算を計上し、早期着手を目指してまいります。

一方、和泉公園は、隣接する和泉公園の老朽化に伴い、小学校と公園の敷地を交換し、一体的に整備してまいります。現在は、資料のとおり、学校利用地と公園利用地が立体的に重なる形式で、都市計画決定に向けた検討を進めているところでございます。都市計画決定し、基本計画を策定した後に、まずは、公園の解体から工事が始まります。その後、現公園敷地に新たな小学校を整備し、そこに引っ越した後、現小学校を解体し、新たな公園を整備するといった手順で進めてまいります。このため、新たな公園整備の完了は、今から10年程度先となる見込みです。

今後、今回頂いたキャッチボール広場を整備してほしいというご意見や協議会等を通じて、地域の皆様、お子様から頂くご見等を踏まえ、公園の整備内容を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。

○山崎子育て推進課長 私のほうから参考資料のほうを出させていただいておりますので、そちらのほうに基づきまして、遊び場事業について、簡単にご説明させていただきます。

概要でございます。平成25年度より、子どもの遊び場に関する基本条例に基づき、子どもの遊び場事業を開始しております。子どもが外で伸び伸びと遊ぶことができる環境づくりを推進しているところでございます。これまで、区民ニーズ調査などの意見も踏まえ、遊び場の確保に努めたことにより、現在では区内10か所で子どもの遊び場事業を展開しております。

実施方法としましては、プレーリーダーを配置し、安全管理や遊び相手としての役割を担わせるとともに、ボールなどの遊び道具の貸出しを行っているところでございます。また、プレーリーダーの配置や遊び道具の貸出しを行わず、シルバー人材センターに安全管理のみを委託し、子どもが自由に遊べる場の整備を行うケースもあります。

ご説明は以上でございます。

○桜井委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんから質疑をお受けします。

○大坂委員 今、説明がありました。私も子どもの頃からこの千代田区内ですっと野球をやり続けていました。当時は、私なんか小学生の頃は、普通に路上でキャッチボールをやる時代でもあったというところはあるんですけども、今、この時代、路上で、子どもたちだけでキャッチボールをするということは当然やれないですし、もちろん、公園でもなかなかやりづらいという現状があると思います。陳情者の意見の趣旨というのが、単にキャッチボールができるというだけではなくて、これはもう子どもたちが野球に取り組む過程の中での練習みたいな形でできるような施設を要望されていらっしゃるのかなというふうに認識をしています。

近隣の他区の状況を見てみると、やはり面積が広いという部分はあるんですけども、新宿区、文京区等々で、キャッチボールですとか軟式野球のボールを使ってできる場所というのが結構あるというのが現状なのかなと思いますので、その辺も踏まえて、いろいろと検討していただければいいのかなというふうに思っています。

一つ目の神田橋公園の整備や和泉公園の整備などの機会を利用して、キャッチボールの場所を整備することという陳情事項があるんですけども、これは、先ほどありましたとおり、神田橋のほうで整備されるというところもあるんですけども、1か所だけではなかなか少ないのかなというのも現状としてあるんですけども、今後、ここは整備していただくにしても、拡大をしていくというようなことは、今のところ考えていらっしゃるのでしょうか。

○村田道路公園課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、1か所だけではやはり少ない、区全体でキャッチボールができる場所が1か所というのは、さすがに少ないかなというふうに思います。ただ、これもおっしゃっていただいたように、なかなかできるような場所を探すところ、千代田区内では難しいというところもありますが、未利用地等も含めて、できる場所がないかというところを、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

○大坂委員 本当に千代田区は使える土地が少ないですし、そこ、この数年間の経緯の中で、子どもの広場を少しでも多くつくっていくという事業が行われていて、何か所か確保されながら、で、また何か所かなくなっていくことを繰り返しながら、今、来ているというのが現状だと思っています。なおかつ、野球だけではなくて、バスケットだったりだとか、ほかのスポーツとの共存も図っていかねばいけないというのも、非常に難しい問題なのかなとは思っています。

そういったこともありながら、数を増やしていくということがやっぱりどうしても必要なことなんだろうと思っているので、その辺、しっかりといろんな場所があると思いますし、情報をしっかりとキャッチしていただきながら、時限的なものでもいいので、1年間、2年間でも使える場所があったら、そこは取りあえず子どもの遊び場にして、その後、また次の本格的な土地の利用につなげていくと。そういったような視点というのは、常に重要だと思っているので、そういった視点も忘れずに、整備をしていただきたいと思いますと思うんですけども、いかがでしょうか。

○村田道路公園課長 ただいま委員おっしゃっていただいたように、ひとえにボール遊びといいましても、キャッチボールのほかにもいろいろな遊びをしたいお子様がいらっしゃるということは認識しております。今回の神田橋公園も含めて、そういった様々なニーズに応えられるような運用方法というところも含めて、より多くの方が満足いただけるような使い方というところを検討してまいりたいというふうに考えております。

○大坂委員 はい。ありがとうございます。

そうしたこれまでの流れの中で整備されてきたものの一つに、飯田橋三丁目の広場というのがあると思います。ここも、バスケットのゴールもありながら、普通にキャッチボールもできるというような場所なんですけれども、ここ、土日とか見ていると、すごく盛況で、なかなかその間を縫って、それぞれがいろいろと工夫をしながらバスケットをやったり、キャッチボールしたり、また違うことをやったりというような状況が見てとれるんですけれども、結構、区外の方がいらっしゃるとかという状況もあると思うんですけれども、そうしたときに、結構、大人ですね、大人がバスケットボールをしに来ちゃったりとかすると、小学生、中学生が思い切って遊べないという現状があるんですけれども、そういったことは認識をされていらっしゃると思いますでしょうか。

分からない。分からない。

○桜井委員長 分からない。担当が違うの。担当が違うのね。（発言する者あり）

担当が違うんで、分からない。

道路公園課長。

○村田道路公園課長 ちょっと飯田橋の広場に限らずというところでお話しさせていただきますが、やはり、我々としても、一番は区内の子どもたちに遊んでいただきたいという思いで整備をさせていただきたいと思います。とはいえ、じゃあ、そうじゃない方が来たら、その方にどいていただくのかというところは、一概にどいてくださいというわけにはいかないのかなと思いますので、その辺の運用方法も含めて、今後、工夫してまいりたいというふうに考えております。

○桜井委員長 大坂委員。

○大坂委員 はい。ありがとうございます。

運用の中で工夫ということも非常に重要なとは思いますが、一方で、新宿区の状況とかを見ても、遊び場の数が圧倒的に違うという部分は否めないんですけれども、公園によっては、小学生優先ですとか、小学生専用まではいかないまでも、優先になっていたりというボール遊びができる遊び場が整備されているという部分もあるので、そこは、本区の場合は、数が少ないですから、なかなか今の段階で優先だとか専用というのは難しいかもしれないんですけれども、数を増やしていくことによって、そういった運用もしていくことができるのかなと思いますので、まずは、子どもたちがしっかりと安全に遊べるということが重要なので、そういった視点から、数を増やしていくということをお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○村田道路公園課長 今、委員がおっしゃった意見を我々も受け止めて、お子様たちが優先的に遊べるようなルールづくりというものに取り組んでまいりたいと思います。

○大坂委員 ありがとうございます。

野球の練習というところにちょっと専門特化をしてしまうと、小学生の野球で言うと、

ピッチャーから、ピッチャーマウンドからホームベースまで16メートル必要なんですね。塁間も23メートルあるということを考えると、やっぱり縦の長さが20メートルから30メートルぐらいないと、子どもたちにとって、楽しい練習ができないと10メートル、15メートルぐらいだと、そこでボール投げができますよといっても、小学生にとっては楽しい空間ではないというところも重要なんですね。ですので、ある程度、横の広さというのは、キャッチボールをする上では必要ないので、長さがあれば、キャッチボールは十分にできるという視点もあるんですね。ですので、広い空間なんですけども、細長くても、キャッチボールは大丈夫というところはあるので、そういった視点から、いろいろなスポーツの特性に合わせた形で、土地の利用というのはいろいろな制限があるので、全てのスポーツに適したものじゃないと。野球に適したものもあれば、バスケットがいい土地もあるだろうと。そういったところを見据えながら、適時適切にスポーツを分配していくという視点も重要なのかなと思いますけれども、その点については、いかがでしょうか。

○村田道路公園課長 ありがとうございます。

一見、不整形で使いづらそうな土地であっても、スポーツによっては非常に向いているというような場所もあろうかなと思いますので、今頂いたご意見を参考に、今後、活用できるような土地を探してまいりたいというふうに考えております。

○大坂委員 ありがとうございます。

2点目の、今行われている遊び場事業で、キャッチボールができる時間帯を設けることということで、先ほど10か所がありますよという話がありましたけれども、ここでのキャッチボールというのは、今現状、どういう形になっているのでしょうか。

○山崎子育て推進課長 先ほども少しご説明しましたが、プレーリーダーのほうを配置している遊び場ですと、ボールなどを貸し出ししております。その中で、キャッチボール専用のボールというものがございまして、それとグローブも貸出しをして、それで、キャッチボール等をやっております。また、広い場所、外濠公園などでは、かなり場所が広く、広いというところ等もありますので、距離的に安全対策が取れているということもありますので、そちらのほうでは、軟球なども使いながら、キャッチボールもやっているというような状況でございます。

○大坂委員 じゃあ、一通りキャッチボールができないことはない体制はできているという認識だとは思います。そうした中で、こうした陳情が出てくるということは、野球を練習する子どもたちにとって、それが使い勝手のいい状況になっているのかどうかというところが課題なのかなというふうには感じます。というのも、日曜日の日中に設定はされているケースが多いと思うんですけども、そういった時間帯って、野球をやっている子や、ちゃんと学校で練習をしたりですとか、夢の島だったり、花小金井だったりとかで試合をしている時間帯ですので、それ以外のところ、平日の夕方ですとか、夜も含めてなんですけども、そういったところで練習ができるような箇所があると、非常にこの陳情者の趣旨には沿うのかなというふうに認識はするんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○山崎子育て推進課長 まず、この遊び場事業の目的としましては、ボールも使って遊ぶことで、子どもたちが外で伸び伸びと遊べるということが趣旨でございます。なので、野球の専用の遊び場というようなわけではないんですね。ただ、軟式を使いたい、軟式を

使ってキャッチボールもしたいというようなご要望などもありますので、今現在、防球ネット等を使って、遊び場を区切って、軟球も使えるような、軟球を使ってキャッチボールもできるような遊び場の検討というのを、今、進めているところでございます。そういうふうな物を置いたり、ネットを配置できたりというところを考えると、あとは、時間帯とかということも考えると、旧九段中学校、これはもう毎日9時から、朝の9時から午後5時までやっておりますので、そういった場所でできないかどうかというところで、今、検討しているところでございます。

○大坂委員 ぜひ、検討を進めていっていただきたいなと思います。

特に、旧九段中学校に関しては、それなりに広い面積もありますし、野球だけじゃなくて、ほかのスポーツもという声も、恐らく野球ができるようになれば上がってくると思いますので、様々なスポーツが平等に遊べる、練習できるというような空間ができれば、すばらしいことだと思いますので、その実現に向けて、ちょっと検討を加速していただけるとありがたいなと思います。

○山崎子育て推進課長 今、委員おっしゃっていただいたとおり、野球だけじゃなくて、バスケットをやりたいとか、サッカーをやりたいとかというところで、皆さん、この遊び場を使って、いろいろな遊び方、鬼ごっこをやりたいという子もいらっしゃいますんで、我々としては、皆さんが様々な遊び方ができるように、まずは、安全対策というものをしっかり取りつつ、その中で、キャッチボールもできるようなことも考えていかなきゃいけないなと思っておりますので、対策を進めていくようにやってまいります。

以上です。

○桜井委員長 はい。小野委員。

○小野委員 今、様々、大坂委員からの質疑の中で理解ができました。いろいろ検討が進んでいるということが理解できたんですけども、ふじみこどもひろばについては、いかがでしょうか。今、土日、祝日で午前9時から5時で、乳幼児のみが利用可に長らくなっているかと思えますけれども、ここについても、検討というのは入っているのでしょうか。

○山崎子育て推進課長 こちらのふじみこどもひろばにつきましては、衆議院の宿舍の土地だということで、今現在、国のほうで、基本設計のトーンに入っているということ、今、借りているような状態です。そちらのほうは、いずれにしろ、もう返さなきゃいけないということですので、検討の中には入ってございません。

○小野委員 入っていない。いない。

○山崎子育て推進課長 はい。

○小野委員 分かりました。具体的に、いつ頃まで乳幼児広場として使う予定になっているか、ちょっと、その辺りの期間を教えてください。

○山崎子育て推進課長 まだはっきりとした日程までは決めているわけではないんですが、取りあえず、今年度いっぱい使うというところまでは、はっきりしているところでございます。なので、もう設計のほうに入ってきているという段階ですので、返すときには、原状復帰しなきゃいけないというところも、そういった工事等もありますので、今のところ、今年度まではというところまでしか決まっていないというところでございます。

○小野委員 分かりました。ありがとうございます。

○桜井委員長 はい。

ほかには。

○入山副委員長 今、様々質疑があったと思うんですけども、この遊び場事業とキャッチボールができるというのは、違ったということで理解してよろしいですか。

○山崎子育て推進課長 あくまでも、遊び場事業に関しましては、ボール遊びができるという、そういう場所ですね。今まで公園などではボール遊びできませんよという公園のルールがございました。そういったところから、ボール遊びができる場所というのがなかなかないねというところで、平成25年以降、遊び場事業というのを始めていたというところなんです。ただ、その中でも、当然、キャッチボールもできるようなことも考えていかなきゃいけないなというところですので、全く違うというような、キャッチボールとかボール遊びでいったら、今、道路公園課長がご説明していた対策というところも共通点があるのかなというところがございます。

○入山副委員長 今回の陳情は、ボール遊びと——ボール遊びという言い方じゃないですね。キャッチボールとボール遊びとというのがきっちり分けたほうがいいというような陳情だと思うんですけども、神田橋公園なんかは、これから整備されていく、令和9年には出来上がるということですけども、和泉公園については、もう6年、9年という時間がかかるということで、もう小学生の子が、多分、恐らく中学生、高校生になっちゃうぐらいの時間になると思うんですけど、これについて、和泉橋については、どこか代替とかというのを考えていらっしゃるんですか。

○川崎子ども施設課長 和泉公園につきましては、今、隣接しています和泉小学校の建て替えて、和泉公園の場所に建て替えをさせていただけないかということで、地域と議論したり、あと、実際に、そういうことができる場合には、都市計画変更をしなきゃいけないので、そういったことは、地域と話しながら、今やっているところでございます。ただ、和泉小学校の建て替えを和泉公園の場所でやった場合には、当然、その期間、和泉公園が閉鎖されますので、とはいえ、あの辺りにほかの広いオープンスペースというのはございませんので、今は、周辺の佐久間公園や和泉児童遊園、あと、以前、区のほうで取得しました旧和泉町ポンプ所跡地のところを、すごく小さな土地ではございますが、ネットワークしながらオープンスペースとして活用していきたいと思っております。

○入山副委員長 じゃあ、あと、簡単に。すみません。この陳情ですと、平日の午後2時から4時という時間帯という設定がありますけども、この時間というのは、延長というか、若干早いのかなと。学校が終わってすぐという形ですし、保護者とキャッチボールするという時間でもないのかなと思うんですが、そこら辺はいかがでしょう。

○村田道路公園課長 その辺は、ちょっと地域の実情に合わせて、対応してまいりたいと思いますが、夜になると、照明のあるところ、ないところ、ないところのほうが多いという事情もございますので、そういったところも踏まえて、時間設定をしてまいりたいというふうに思います。

○桜井委員長 ほかにありますか。

○小林委員 いろいろ議論の中で、今まで行われている遊び場事業のキャッチボールなんですけど、先ほど答弁もありましたけど、前からキャッチボールするために、鳥籠、鳥籠みたいのを用意して、ほかの自治体では鳥籠をやっているところは結構あるんですけど、鳥籠も中途半端に作ると、事故が起きちゃうので、でも、お金もかかるしというのが

んですけど、ちょっと、今後、やっぱりキャッチボールをやるなら、外に出ちゃいけないので、鳥籠検討をしてもらえないかなと。この、今、陳情の2でやっているところに答えるには、やっぱりキャッチボールを硬いボールでやるには、鳥籠みたいのを検討しないとできないと思うんで、それを一つご検討いただきたい。

それと、特に、公園で自由にできるとなると、やっぱりお子様が、鳥籠がない場合だよね、児童の方がいらっしゃると、小さい方がいらっしゃると、巻き込まれちゃうことがあるんで、例えば、芳林公園なんかは施錠ができる公園ですよ。両方で施錠ができる公園だと。さっきの答弁の中でもあったんですけど、使える時間帯を区切れば、できないことはないかなと思うんですよ。例えばですよ、芳林公園はもう5時にお子さんが帰っちゃうと。すると、5時から、7時で施錠しちゃうんだけど、もしくは、花火をやったときは8時まで延長したりしていたんで、夜の時間帯をもし芳林公園みたいに施錠のできる公園だったら、貸し出して、そこでやれるということがあれば、仮にですよ、6時から8時までにはキャッチボールをやっていいよということにして、施錠してやると。8時まで、8時ぐらいただと、ちょっとうるさいという近隣の苦情が出るんで、その辺も、時間帯でいうと、現実的にできるんじゃないかなというのがあります。これ、全部質問しちゃうと。

あと、実際、先ほど道路公園課長からご答弁あったけど、未利用地、千代田区の未利用地を検討していくというんだけど、実際に、今までずっとやってきて、未利用地もどこも使いようがないんですよ。ほとんど使えないんですね。だから、実際、場所がないというのを鑑みて進めないと、駄目だと思います。だから、この陳情もそうなんで、具体的に神田公園という新しくできるところとか、和泉橋公園を整備するというのが出てきているんで、新しい場所の未利用地を探すというのは、あれば、未利用地で具体的なところがないから、今、ここまで来ちゃっているんで、そこを追求してもらうよりも、今の時点では、時間帯の変更とか、できるところの施錠のあるところを使うとか、鳥籠とかというのがいいんじゃないかと私は思うんで、その辺のご検討願えればと思いますけど、いかがですか。

○村田道路公園課長 ただいま頂いた3点のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の鳥籠につきましては、やはりボール遊びをする以上は、外にボールが出て、人に当たってしまう、車に当たってしまう、そういった事故を避ける上でも、外に出ないためのネット、鳥籠というものは非常に重要だと思いますので、ボール遊び場を整備する上では必要不可欠なものとして我々も考えた上で、整備に取り組んでまいりたいというふうに思います。

2点目、夜でも、夜の時間帯でもボール遊びが運用によってはできるのではないかとというご意見ですが、おっしゃるとおり、やはり運用方法を工夫するということは非常に重要なことというふうに思います。先ほどちょっと申し上げたんですけども、場所によって、十分な施設、特に夜だと本当に明るい照明器具ですね、ぼんやりとした——ぼんやりとしたというか、いわゆる、一般的にあるような照明器具ではキャッチボールがなかなか難しい部分もあるのかなと思いますので、そういった設備によるところもありますが、時間帯を工夫して、ボール遊び、キャッチボールができる時間帯を設けるというのは、今頂いたご意見を踏まえて、今後検討してまいりたいというふうに思います。

最後、未利用地がこれまで使えなかったというお話です。これまで、千代田区としては、やはりいろんな人が満足できるような公園というものを念頭に整備してまいりました。や

はり、そういう頭でありますと、なかなか広くて形がいい場所じゃないと向いていないというところから、なかなか未利用地の活用というのが進んでいなかったのかなというふうに思います。ただ、今後は、今のボール遊びとか、ほかにも、いわゆるコアなニーズに応えるという広場として整備をしていくということであれば、先ほど大坂委員からも頂きましたように、目途を達成するのに向けた公園整備というのができるのかなというふうに思いますので、そういう視点で、今後、取り組んでまいりたいというふうに思います。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。この陳情につきましては、千代田区内にキャッチボール広場の設置を求める陳情ということで、陳情事項は2点述べられております。1点目の神田橋公園の整備、そして、和泉公園の整備については、先ほどの資料を基に、具体的に今後の中で整備をしていくということで、まだ具体的なところはこれからですけど、整備をしていくと。ただ、今後の予定がかなり先のものあるわけなので、これについては、これからいろいろと地域のことのご意見も聞きながら、子どものご意見も聞きながら整備をしていくと。

それと、遊び場事業については、10か所の遊び場事業の一覧を頂きました。これについては、具体的に現在の時間等も書かれておるんですけども、この件については、時間だとか、利用できる場所だとか等についても、前向きな、行えるという、調整が行えるということでのご答弁も頂いております。子どもたちのご意見を聞きながら、ぜひ、なるべく早くできるものとなると、ここのところをやっていくしか、今、現状としてはないように思いましたので、そこら辺のところを検討していただいて、子どもの今回の陳情にある内容に沿えるような形で、ぜひ、区のほうも安全にキャッチボールができるような策を行っていただきたいというふうに思います。

ということで、本日の議事録をもって、陳情の審査としてお返ししたいと思いますけど、よろしいでしょうか。（発言する者あり）えっ。

○小林委員 反対なんていないよ。採択……

○桜井委員長 採択。だから、そういう方向で、まあ、採択ですよ、このお話は。採択なのか、不採択なのかということじゃなくて……

○小林委員 採択なんですか。

○桜井委員長 採択ですよ。

分かりました。改めまして、この陳情については採択をするということで、内容については、今、私のほうで、執行機関のほうにお願いをしましたけども、そういう方向で整備をぜひしていただきたいということで、話の内容は、ですから、採択ですよ。採択ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。